

# 第3回（仮称）墨田区障害施策に関する政策条例検討会 議事録

日 時 平成30年10月11日（木）午前10時～10時50分

場 所 区役所庁舎12階 123会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
  - （1）条例の内容について
  - （2）今後のスケジュールについて
- 3 閉 会

（資 料）

資料1 （仮称）墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例（案）

資料2 （仮称）墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例（案）対照表

資料3 スケジュール表

## （仮称）墨田区障害施策に関する政策条例検討会 （敬称略）

氏 名	所 属	出欠
柳 田 正 明	山梨県立大学人間福祉学部福祉コミュニティ学科教授	出席
荘 司 康 男	墨田区障害者団体連合会 会長	出席
三 宅 裕	墨田区障害者団体連合会 肢体障害部会 会長	出席
浅 岡 ミサ子	墨田区障害者団体連合会 視覚障害部会 会長	出席
荘 司 ちづ子	墨田区障害者団体連合会 聴覚障害部会 会長代行	出席
庄 司 道 子	墨田区障害者団体連合会 心障児者部会 会長	出席
菊 池 昌 子	墨田区障害者団体連合会 肢体不自由児者部会 会長	出席
三 浦 八重子	墨田区障害者団体連合会 精神障害部会 会長	出席
青 木 剛	福祉保健部長	出席
杉 崎 和 洋	福祉保健部障害者福祉課長	出席

会長

<事務局出席者> 障害者福祉課 庶務係主査 西村、障害者相談係長 吉田

## 事務局

皆様、おはようございます。これから、第3回（仮称）墨田区障害者施策に関する政策条例検討会を開催したいと思います。本日は、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

本検討会は、区の公開会議となりますので、傍聴希望者について募集いたしまして、8名の傍聴希望の方がいらっしゃいました。また、本日の会議録につきましては、後日、ホームページにて公開するために録音をさせていただきますので、ご了承の程よろしく申し上げます。また、会議中にご発言される方は、お手数ですが、お名前をおっしゃっていただいてからご発言をお願いします。それでは、ここからは、柳田会長に進行をお願いしたいと思います。

## 柳田会長

皆様、おはようございます。それでは、議題1の条例（案）についてのご説明をお願いします。

## 事務局

この条例の全体像については、前回の検討会でお話させていただいていますので、前回からの変更点を中心にご説明いたします。まず、変更点の1つ目として、障害のある方の意思疎通に関する条例であると同時に、手話言語条例であるということの明確化を、条文の中でわかりやすく表現するようにしました。前回までの検討会でも、障害のある方全般を対象にしたコミュニケーションに関する条例とするということは確認していますが、この間に、議会からも、手話言語条例であることをもう少しわかりやすく表現した方が良いのではないか、というご意見もいただきました。そこで、第1条、第3条、第4条、第6条、第7条において「意思疎通手段」としていた文言を「手話及び意思疎通手段」に変更しました。また、第3条の基本理念の一つに、「手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、言語であること。」を加えています。

その他の変更点として、第2条の「障害者」の定義については、「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、障害者基本法、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（以下、「都の差別解消条例」と記載）等と同様の定義としました。

そして、第6条の「事業者の役割等」について、これまでは「区民の役割」と「事業者の役割」を同じ内容としていましたが、前回の検討会で、これらを別個に規定した方がよいのではないかというご意見もあったことから、第5条「区民の役割」、第6条「事業者の役割等」と分けて規定しました。事業者については、「障害者が手話及び意思疎通手段を円滑に利用し、及び必要な情報を取得することができるよう環境の整備に努めるものとする。」という規定も加えています。

次に、第7条の施策の実施、第3号について、前回の素案では「障害者以外の者が、意思疎通手段を習得する機会の提供」という規定でしたが、「障害者以外の者」と限定する規定は必要ないのではないかというご意見がありましたので、この箇所を削除しました。

前文では、文章の構成上、段落等の変更、若干の文章の修正をさせていただいています。以上が前回からの主な変更点の説明です。

続いて、前回の検討会でいただいた他のご意見について、区の考え方をご説明させていただきます。まず、条例名の「障害者の」という文言を削除してもよいのではないかというご意見がありました。これについては、「障害者の」を削ってしまうと、障害のある方以外の方のコミュニケーションも、この条例の対象であると捉えられる可能性も出てきてしまうため、条例の内容から

考えて「障害者の意思疎通」という形にするのが適当であると考えています。また、第2条の「障害者」の定義について、障害者基本法等においても規定があるので、この条例で定義をする必要がないのではないか、というご意見がありました。これについては、法令で「障害者」の定義規定が設けられていても、その法令における用語の定義をしているだけで、すべての他の条例等に適用されるわけではありません。この条例における対象を明確にするため、「障害者」の定義をさせていただきます。もう1点、「手話言語」の定義をする必要があるのではないか、というご意見もありましたが、条例の本文に「手話言語」という文言が出てこないため、定義の必要はありません。以上が、前回からの変更点とご意見に対する区の方の考え方です。

#### **柳田会長**

ここから意見交換をさせていただければと思います。最後の開催となる次回の第4回検討会では、パブリック・コメントについてのご報告が中心となります。条例の内容に関するご意見を伺う機会は、現在のところ、今回で最後となりますので、ご質問やご意見などございましたら、ぜひ、ご発言をいただければと思います。ご質問やご意見をいただく際には、挙手で合図をして、お名前をおっしゃっていただければと思います。

それでは、先ほど事務局より説明がありました修正点について、ご意見をお伺いします。最初に、第3条の基本理念の箇所に手話の文言が入りましたが、ご意見はございますか。

#### **A委員**

第3条の基本理念に「手話」という言葉を入れていただき、ありがとうございました。大変嬉しく思っております。

#### **柳田会長**

続いて、第5条、第6条ですが、前回のご意見を踏まえ、区民と事業者の役割をそれぞれ分けて記載しています。この点についてはいかがでしょうか。

#### **A委員**

区民と事業者を分けた理由や、その内容について具体的にご説明いただけますでしょうか。

#### **事務局**

これまででは、区民と事業者の役割を同じ役割としていましたが、前回の検討会で、それぞれを分けて規定した方が良いのではないかというご意見がありました。改めて、それぞれの役割について考えたときに、事業者の方には、一步踏み込んだ役割を担っていただくよう、「手話及び意思疎通手段を円滑に利用し、及び必要な情報を取得することができるよう環境の整備に努める」という規定を追加しました。今までより、手話や意思疎通手段を使いやすいような整備を行うことに努めていただくということになります。都の差別解消条例では、障害のある方から意思の表明があったときには、合理的配慮の提供を行うことが事業者には義務付けられているわけですが、この条例においては、そのような意思の表明がない段階でも、そのような環境の整備に努めていただきたいという意味も含めて、このような規定を追加しました。

#### **B委員**

この条例にでてくる「事業者」は、手話の方を雇用する事業者という意味でしょうか。

#### **事務局**

第2条の定義をご覧いただきたいのですが、「区内において事業活動を行う法人その他の団体及

び個人をいう。」としておりますので、手話の方を雇用する事業者に限らず、すべての事業活動を行う法人や団体、個人が対象となります。

#### **柳田会長**

事業者は社会的責任を負いますので、例えば、交通事業者であれば、交通機関利用時にどのような配慮ができるかなどを考え、今後、徐々に改善していくようなことも含めて考えられます。

その他の修正箇所について、ご意見があればお願いします。

#### **A委員**

第7条について、「手話」という文言を入れていただき、嬉しく思っています。「災害」に関することや、小・中学校、高校などで手話の指導を行うというようなこと、「教育」に関しては、この第7条の規定に含まれているという解釈でよろしいでしょうか。

#### **事務局**

おっしゃるように、「教育」に関しては、第7条「(3) 手話及び意思疎通手段を習得する機会の提供」に、「災害」については、「(2) 手話及び意思疎通手段の利用に資する環境整備」の中に入ってくると考えています。具体的な施策・事業については、今後、啓発の件や予算の関係も含め、検討会でのご意見を踏まえて、内部で検討していきたいと思っています。

#### **A委員**

前文で、「意思疎通のための手段のひとつである手話は、」という文章で始まりますが、「手話は、意思疎通のための手段のひとつである」というように、最初に「手話」という言葉があった方が強調されてわかりやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。

#### **事務局**

前文を、「手話は」という書き出しで始めるということも可能かと思しますので、検討させていただきます。

#### **A委員**

前文で、「誰もが心を通わせ、温かで住みやすい地域社会～」、「～温かな配慮を行っていきます。」という部分について、「温かな」という文言は修飾語なので、省いてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

#### **柳田会長**

他自治体の同様の内容の条例も拝見しましたが、「温かな」、「うるおいのある」などの表現は使われることはあります。その地域の生活しやすさを表す意味や、条文を読む方に訴え、住民の理解を得るという意味もあり、このような表現を使うことがあります。

#### **A委員**

承知いたしました。

#### **柳田会長**

他にご意見等はございますか。今後、パブリック・コメントを踏まえて、さらに検討を進めていくことにはなりますが、現在の条例(案)をもって、検討会の案とさせていただければと思います。よろしければ、委員の皆様から今回の検討会の感想などを一言ずつお願いいたします。

#### **B委員**

墨田区という地域だけでなく、日本全国で、手話への理解が進んでいけばと思いました。昨日、

東京ビッグサイトで行われていた国際福祉機器展に行きましたが、英語、中国語の通訳と一緒に、いくつかのブースでは手話通訳の方がいらっしゃいました。その手話通訳の方は開発に関わられた方だったので、商品の説明が詳しくでき、タブレットなどでの説明もあり、とても良く伝わってきました。そのように、当たり前の手話通訳が行われる社会になればいいと思いました。

#### **C委員**

手話について、検討会を通してよくわかるようになりました。手話だけでなく、各障害者のことを、もっと区民の皆さんにわかっていただけるように、私たちもPRしていきたいと思いました。

#### **D委員**

他の地域の条例もいくつか拝見しましたが、文言は多少違っていても、おおむね、この条例(案)のような形でつくられているものだということがわかりました。条例ができただけで終わりではなく、これを区民の皆さんにどうやって伝えていくかが一番大切だと思いますので、区の方でもPRに力を注いでいただけたらと思います。

また、前文の2段落目に「～全て障害者は、」という文言がありますが、「～全ての障害者は、」ではないのでしょうか。

#### **事務局**

この「～全て障害者は、」という部分は、障害者基本法の規定に沿った表現としていることから、「全ての」とはしておりません。文章を読んで、そう感じられるかもしれませんが、このままとさせていただきます。

#### **E委員**

この条例を通して、手話のことがわかってきました。視覚障害のある方と聴覚障害のある方とのコミュニケーションとしては、手のひらに文字を書いて意思疎通を行う方法もあります。

余談になりますが、目の不自由な方がタクシーを利用した際に、運転手さんに遠回りされてしまったという話を聞きました。目的地とどの道を通っていくか、はっきりと伝える必要があります。私たちは、細かい部分は通じ合うことが難しくても、パソコン、スマートフォンなどで連絡を取り合うなど、少しずつコミュニケーションはとりやすくなっているかと思います。

#### **F委員**

「手話は言語である」ということが条例で明確化されたことは良いことだと思います。23区では、どれくらいの区で条例を制定しているのか、教えていただけますでしょうか。

#### **事務局**

手話言語条例としては、江戸川区、荒川区の2つの自治体がすでに制定しています。

#### **A委員**

本日は、いろいろとお話できましたし、皆さんのお話も聞けて良かったと思います。ありがとうございました。

#### **G委員**

私たち、聞こえない者のためにいろいろと動いていただき、「手話は言語である」ということを含め、条例の中で「手話」を前面に出していただき、ありがとうございます。この条例(案)が前回の検討会の素案と比べ、改善されたことを嬉しく思っています。さまざまな障害のある方と

一緒に住みやすい墨田区をつくっていくことを目指すため、一生懸命に活動していきたいと思いをします。

墨田区はものづくりのまちと言われているので、「手話のできるロボット」というものもできていけばいいと思います。先ほど、E委員からタクシー乗車時の問題について話がありましたが、ロボットができれば、そのような場面でも解決に近づくのではないかと思います。

#### **柳田会長**

皆様ありがとうございました。第2回の検討会ではかなり活発にご意見を出していただきました。それを行政の方で丁寧に対応いただき、この第3回で出された条例(案)はしっかりとした内容になったかと思えます。この先、パブリック・コメントがありますが、それを踏まえて、第4回の検討会でのご検討をお願いしたいと思います。この条例の件とともに、障害福祉計画等の計画などがさらに推進されることを願っています。皆様、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

それでは、今後のスケジュールについて説明をお願いします。

#### **事務局**

今後のパブリック・コメントのスケジュールですが、期間としては、10月22日(月曜日)から11月15日(木曜日)まで実施します。区報には、10月21日号に掲載させていただき、区のホームページには10月22日から条例(案)を掲載したいと思います。その他、区役所1階の情報コーナー、区役所3階の障害者福祉課の窓口でも、条例(案)を閲覧できるようにいたします。

#### **柳田会長**

それでは、これで第3回(仮称)墨田区障害施策に関する政策条例検討会を終了させていただきます。ありがとうございました。